

多民族国家エチオピア

変わりゆく民族問題

児玉由佳

1991年5月、エチオピアでは、17年続いたメンギスツ社会主義政権が民族自決を求める各民族戦線の連合軍により打倒された。長年続いた内戦状態に終止符をうったのである。その後暫定政府を経て、95年8月21日、エチオピア民主連邦共和国の成立が正式に宣言された。

この「連邦」共和国の特徴として挙げられるのは、分離・独立までも容認した民族自決権や、大幅な地方分権化、民族ごとの連邦州の制定である。エチオピアは、今までの強力な中央集権体制から、多民族の存在を意識した地方分権化へと移行しつつある。それに伴う政治・経済・社会の全般にわたる大きな変化は、エチオピアにおける民族問題のあり方を変えていくであろう。民族自決の容認や地方への権力移譲によって明確な対立の構図がなくなるということは前進ともいえるが、同時に地方レベルに細分化された新たな対立を生み出すことにもなりかねない。

本稿では、エチオピアにおける民族紛争の歴史を振り返り、多民族国家エチオピアが今後どのような問題に直面していくのかを考えてみたい。

のなかで、もっとも人口が多いのがオロモ人で全人口の約40%、アムハラ人と近縁のティグレ人が32%、続いてシグモ人9%、ソマリア人・シャンカラ人各6%となっている。

これらの民族の中で、アムハラ人が、19世期末のメネリク2世の治世(1889~1913年)からハイレ・セラシエ皇帝の治世(1930~74年)まで、他民族に対する封建的支配体制を確立していた。特に南部は、アムハラ人領主による過酷な小作料に苦しんでいた。この体制は社会主義政権(1974~91年)によって打破されたが、社会主義政権も民族平等を唱えてはいたものの、強力な中央集権体制のもとに地方における各民族の自決権などは認めなかった。また、中央主導の集村化、強制移住計画、強制徴兵などが行なわれることによって、地方の共同体的紐帯は損なわれた。教育においても、民族固有の言語、文化よりもアムハラ化の方に大きな重心がおかれていた。

したがって、従来のエチオピアでの民族問題は、アムハラ人もしくは中央政府に対する周辺民族の民族自決を求める抗争が中心となっている。

1 エチオピアの「民族問題」とは

エチオピアは、「70の民族、100の言語」があると言われるほど複雑な民族構成を抱えている。そ

2 民族解放闘争の軌跡

今回社会主義政権を打倒する中心となった民族解放戦線は、ハイレ・セラシエ1世の治世の末期

から社会主義政権設立直後の不安定な時期に結成されている。この時期は、民族自決への大きな期待がふくらむと同時に、社会主義政権による急激な変化への不満の生まれた時期でもある。エリトリア人民解放戦線(EPLF、1970年にエリトリア解放戦線から分裂して結成)、ティグレ人民解放戦線(TPLF、75年結成)、オロモ解放戦線(OLF、73年結成)がそれである。彼らは、「中央＝アムハラ」対「被支配民族」という図式のもとに結成され、この旗印は、帝政から社会主義政権に移っても基本的に変わることはなかった。

これらの解放戦線は、社会主義体制がソビエト連邦の弱体化などにより脆弱となった1980年代後半に勢力を伸張させた。特に TPLF と EPLF は共闘態勢をくみ、他の民族戦線を糾合して、89年1月にEPRDF(エチオピア人民革命民主戦線)を結成して勢いを増した。91年4月にメンギスツが国外逃亡し、EPRDFが首都アディス・アベバを占拠して、内戦に幕を閉じたのである。

この年 EPRDF は暫定政府を樹立し、民族ごとの連邦制を念頭に置いた新たな政治制度を確立する方向に動き始めた。この新政権において、TPLF は中枢を占める存在となり、その指導者であるメレス・ゼナウィは大統領に就任した(1995年の新政府発足後は首相)。一方、EPLFは、TPLFとの合意事項であったエリトリア独立を1993年に獲得した。

南部において勢力を誇っていたOLFも、1991年5月にEPRDFに加わり、暫定政府設立時には17の閣僚のうち4人を占めていた。しかし、民族の枠を超えた幅広い支持を求めるTPLFが90年にOLFとは別にオロモ人民民主機構(OPDO)を結成したことで、OLFとの亀裂が深まり、OLFは92年6月、EPRDFから脱退、94年の憲法制定議会選挙以降全ての選挙をボイコットしている。現在オロモ人の州であるオロミヤ州は、OPDOが行政権力を握っ

ているが、OLFは反政府勢力として州周辺部においてゲリラ活動が続けている。

3 新政権がもたらすもの

新政権が打ちだした民族問題に関する政策の特徴は、民族の自治を前提とした連邦制の導入である。これは、アムハラ化に力を入れ、あくまでも一つの政府による統治しか認めなかった前政権とは、まったく正反対の方向である。

新憲法の第39条では、分離・独立の権利までも含めた民族自決の権利を認め、独自の言語・文化の普及・発展の自由を与えているし、第47条では多数民族の分布に沿った九つの連邦州を設立した(これに首都のアディス・アベバが加わる)。また、この他の民族に対しても、新たな州を作る権利を認めている。そして第52条では、各州にある程度の立法権、経済的自決権、徴税権も認めている。

また、新政権自体の民族構成も、ティグレ人主導といわれてはいるが、それなりに考慮されたものになっている。例えば内閣は、オロモ人5人、アムハラ人4人、ティグレ人、グラゲ人各2人、その他5民族から各1名ずつというように、民族の人口構成を配慮している。地方行政でも、中央から派遣されていた役人に代わって、地元の人間が採用されるようになった。

これまでの民族紛争の歴史を振り返ってみると、このような方向は大きな前進といえるであろう。現在最も大きな反政府勢力であるOLFも、この状況下ではこれまで以上に勢力を伸ばすことはないと考えられる。なぜなら、「オロモ人」という概念自体がオロモ人を抑圧する「アムハラ」・「中央」への対立を拠り所に成立している部分がかかなりあるからである。オロモ人といっても、さまざまな宗教や生活スタイルを抱えた人々の集合である。

言語もさまざまな方言に分かれている。民族自決、独自の言語・文化が認められた現在となつては、このような多くの違いを乗り越えて「オロモ人」が大同団結する可能性は低い。

もちろん、それぞれの独自の文化や言語が認められ、それらを発展させようとする過程は、自分たちが「オロモ」や「ティグレ」であるといった自覚を育てるかもしれない。しかし、それと同時に、中央と対立する理由自体は薄弱となっていく。

現実の経済的状況を考えれば、独立することのメリットは非常に小さい。援助額が政府歳出の半分以上にあたる現状で、一民族の経済的自立が可能であるとは考えがたい。結局現在のところエチオピアに所属することを選択した方が得策といえる。

4 細分化していく対立構造

今後懸念されるのは、「反アムハラ」という概念がなくなっていくにしたがつて、人々が「オロモ」、「ティグレ」などよりも細分化されたアイデンティティーを求めることによって、問題の焦点が中央と地方の対立から、地方内の対立へ移っていくのではないかという点である。

連邦制導入は、今までの民族紛争の原因を取り除いてはくれた。しかし、急激な地方分権は、人材不足による行政能力レベルの低下を引き起こす。そのような状況の中で、州内でのバランスのとれた人材登用、予算配分を期待するのは難しいだろう。血縁、地縁などによる不公平、そして不正の問題は、容易に想像できる。

すでに、この点に関する事例も報道されるよう

になった。例えばオロミヤ州ナザレットでは、公用語がアムハラ語からオロモ語となり、初等教育も2年前からオロモ語で行なわれるようになった。ここでは、オロモ語を話さない民族の子供が勉強についていけず、中退してしまっているという。また、非オロモ人が、不公平な課税をされたり、反抗的な人物は、全アムハラ人民機構(AAPO)やOLFと内通しているとしてオロモ人の役人の嫌がらせ、不当逮捕などを被っている(*Seven Days Update*誌, Vol.II, No.93)。このような状況がエスカレートしていけば、「反オロモ」感情によって新たな民族問題が噴出してもおかしくはない。

今までは「反アムハラ」という形で統合されていた人々も、そのような形の統合が個々人の問題、不満を解決してくれないとなれば、それぞれの利益を満たしてくれる新たな集団が作り出されていってもおかしくはない。今までよりもさらに細分化された対立の構図が生まれてくることになるだろう。

多民族国家エチオピアは、各民族の自治を認め、積極的にその枠組みを政治の中に取り込むことを選んだ。権力の分散を好まず、強力な中央集権体制を組むことで各地に紛争を抱えていた今までの政権よりも大きな前進ともいえる。しかし、民族問題は、法律上民族の存在を認めればなくなるような単純なものではない。経済的・政治的な利益の分配が偏るような状況になれば、容易に新しい集団への帰属意識による新たな対立の構図が生まれるであろう。多種多様な人々を抱えて、現実の政治・経済の問題をどのように乗り切っていくのか、どのような壁に突き当たるのか、その動向に注目したい。

(こだま・ゆか／広報部)